令和８年（フ）第６２９号
千葉県流山市大字東深井109番地の８　サマックスマロニエＢ一205、前住所千葉県流山市大字東深井279番地の９　コンフォートM201
債務者　髙橋　　学
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６７４号
千葉県松戸市西馬橋１丁目14番地の３　ジュネパレス松戸第57一205号
債務者　鵜瀬孝二郎
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６８１号
千葉県柏市宿連寺243番地１　ジュネ向山一番館406号
債務者　澤畑　英将
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５４８号
熊本市中央区黒髪２丁目36番７号　ネオライト黒髪103号、転入前住所熊本市北区武蔵ケ丘９丁目５番47号　レオパレスＭＩＹＡＴＡ102号室
債務者　村口　貴憲
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３４４号
神奈川県厚木市上依知2710番地２　グランパルティールＡ一202
債務者　坂井　哲司
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３８３号
神奈川県平塚市出縄303番地の２　ハイツ須藤１一202号
債務者　齋藤　秀敏
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４０９号
神奈川県小田原市堀之内140番地の21
債務者　山本　雅也
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４１８号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1068番地の１　相湘16中津ハイツ103
債務者　高柳　秀樹
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４４４号
神奈川県小田原市堀之内312番地
債務者　片野　克佳
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４６８号
神奈川県愛甲郡愛川町角田154番地の６
債務者　佐藤　鐵男
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４３４号
熊本市東区尾ノ上１丁目27番８号　103号
債務者　藤田　幸明
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５２９号
熊本市南区御幸笛田１丁目18番28号
債務者　緒方　加奈
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６１５１号
東京都足立区西新井３丁目19一４一208
債務者　平沼　新吾
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１５３号
東京都品川区戸越５丁目17一３一201
債務者　小東　綾子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１５４号
東京都杉並区和田１丁目20一２　さざんかハイム杉並
債務者　小島　健裕
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１８０号
東京都杉並区下高井戸１丁目41一２一505
債務者　服部　桃子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１９０号
東京都墨田区江東橋３丁目７一９一606　ハーモニーレジデンス錦糸町＃002
債務者　種田　あい（旧姓月岡）
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午前11時　東京地方裁判所民事第20部